

令和8年度就学援助について（お知らせ）

海田町教育委員会学校教育課

海田町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者の方に、学用品費や修学旅行費など、次のとおり援助を行っています。

注意（必ずお読みください）

新入学児童生徒学用品費等準備費（桃色の申請書）や令和7年度就学援助費の申請をした方も、今回の申請（令和8年度就学援助費）が必要です。

1 援助を受けることができる方

海田町内に在住し、国立、公立、又は私立の小中学校に通う児童生徒の保護者の方で、次の申請理由のいずれかに該当する方

区分	申請理由	申請に必要な書類
1	生活保護の受給	生活保護受給証明書
2	生活保護の停止又は廃止	必要ありません。
3	町民税（世帯全員）の非課税	令和8年度町・県民税非課税証明書 （所得額、所得控除額等が記載されている証明書） ※証明書は令和8年6月頃から発行可能となります。同年1月1日に居住していた市町村に6月以降に請求して後日提出してください。 （申請書は提出期限までに提出してください）
	町民税（世帯全員）の減免	町・県民税減免承認通知書の写し
4	国民健康保険税の減免	国民健康保険税減免承認通知書の写し
5	児童扶養手当の受給 （児童手当又は特別児童扶養手当ではありません。）	児童扶養手当証書の写し （更新状況により、8月以降は認められない場合があります。）
6	雇用保険の失業給付 （期限内のみの援助になります。）	雇用保険受給資格者証の写し （申請者が雇用保険の失業給付を受けている場合でも、他の世帯員に収入のある方がいる場合は対象にならないことがあります。）
7	経済的に就学困難な状態	○令和8年1月1日時点で海田町に住所がある方 必要ありません。 ○令和8年1月2日以降に海田町に転入された方 同年1月1日に居住していた市町村が発行する 「令和8年度課税（非課税）証明書」 （所得額、所得控除額等が記載されている証明書） ※証明書は令和8年6月頃から発行可能となります。同年1月1日に居住していた市町村に6月以降に請求して後日提出してください。 （申請書は提出期限までに提出してください） ※世帯の中で、複数の収入がある場合は、世帯全員の証明書が必要です。
8	保護者の死亡や、災害にあうなど、特別な事情	状況に応じて必要書類が異なりますので、学校又は学校教育課に御相談ください。

※ 世帯の状況によっては、所得を証明する書類等を別に提出していただく場合があります。

※ 必要書類等（証明書類）は返却しませんので、必要な方は写しをとっておいてください。

2 申請方法（令和7年度に就学援助を受けていた方も申請が必要です。）

【提出書類】 ● 令和8年度就学援助費受給申請書兼世帯票

※ 別の学校に兄弟姉妹が在籍している場合は、学校ごとに申請書を提出してください。

● 支払金口座振替依頼書（新規の方）、申請者名義の振込口座が分かるもの

※ 継続の方で内容（住所、氏名、振込先）に変更が生じた場合は、学校へ連絡のうえ、「支払金口座振替依頼書記載事項変更届」を提出してください。

● 申請に必要な書類

※ 必要書類を添付できない又は提出が遅れる場合は、その理由を申請書記入欄に記入してください。

【提出先】 在籍している学校又は海田町教育委員会学校教育課

【提出期限】 令和8年4月30日（木）

3 援助の種類及び支給額

（単位：円）

学校 学年	支給 品目	新入学児童生徒学用品費等 (1年のみ)	学用品費	通学用品費	校外活動費	宿泊を伴う校外活動費	学校給食費	修学旅行費 (該当学年のみ)	体育実技用具費 (中学1年のみ)	学校病医療費
小学校	1年	57,060	11,630	—	実費 (限度額 1,600)	実費 (限度額 3,690)	実費	実費 (限度額 30,000)	—	実費
	2～6年	—		2,270						
中学校	1年	63,000	22,730	—	実費 (限度額 2,310)	実費 (限度額 6,210)	実費	実費 (限度額 60,000)	柔道 (限度額 7,650)	実費
	2・3年	—		2,270						

（令和7年度の支給額です。金額については変更が生じる場合があります。）

- 生活保護受給者世帯の方は、修学旅行費・学校病医療費のみが対象となります。
- 新入学児童生徒学用品費等は、令和8年4月30日までに申請書を提出し認定となった1年生に限り支給されます。なお、令和7年度新入学児童生徒学用品費等準備費の支給を受けられた方は、支給されません。
- 体育実技用具費は、授業のため全員が必ず用意し、個人が負担する場合に限り支給されます。
- 学校病医療費の支給対象となる病気は、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯又は寄生虫病（虫卵保有を含む。）に限られます。（いずれもアレルギー性のものは対象となりません。）
学校病の治療は、乳幼児等医療受給者証又はひとり親家庭等医療費受給者証を持っていても、就学援助が優先されます。なお、就学援助認定前に、これらの受給者証を使って医療費を支払われた場合、就学援助費の医療費を遡ってお支払いすることはできませんので、予めご了承ください。
- 認定通知は7月上旬頃を予定しています。
- 学校給食費については、認定されるまでは納付が必要です。認定期間内は、就学援助費から自動的に町に納付しますので、学校給食費を納付する必要はありません。令和8年4月30日までに申請し認定された場合、令和8年度分の納付済みの学校給食費はお返しします。
- 支給方法は、原則として口座振込です。口座振込ができなかった場合や学校への納入金が未納の場合は、現金での支給となります。
- 申請者と振込口座の名義人は必ず一致させてください。申請者と異なる名義の振込口座に振込みたい場合は、別紙「委任状」を記入し提出してください。

お問い合わせ先：学校又は海田町教育委員会学校教育課（082-823-9216）

※申請は、提出期限後も随時受付けております。（この場合には、申請書及び添付書類を提出した日以降が援助費の対象となります。）